3）　非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要の延契約電力を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとの延契約電力の占める割合

4）　非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

5）　非特定需要及び特定需要の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

6）　非特定需要及び特定需要の発受電量を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの発受電量の占める割合

7）　非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要の発受電量を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要ごとの発受電量の占める割合

8）　非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要の発受電量を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとの発受電量の占める割合

9）　非特定需要及び特定需要ごとに、１）の割合に２を、４）の割合に0.5を、５）の割合に0.5を、６）の割合に１を乗じて得た合計の値を４で除して得た値

10）　非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要ごとに、２）の割合に２を、７）の割合に１を乗じて得た合計の値を３で除して得た値

11）　非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとに、３）の割合に２を、８）の割合に１を乗じて得た合計の値を３で除して得た値

②　送配電関連固定費用（配電用変電サービス費用、低圧配電費用及び高圧配電費用を除く。）を、送配電関連需要についての①９）の値により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

③　送配電関連固定費用のうち、配電用変電サービス費用及び高圧配電費用を、送配電関連需要についての①10）の値により、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

④　送配電関連固定費用のうち、低圧配電費用を、送配電関連需要についての①11）の値により、非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

⑹　⑸により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、非特定需要及び特定需要に配分することにより整理すること。

［省］

⑺　⑶により整理された販売需要家費用を、送配電非関連需要に係る非特定需要及び特定需要の口数の合計のうちに非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

⑾　⑼により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、非特定需要及び特定需要に配分することにより整理すること。

［省］

⑿　⑹及び⑺により整理された配電需要家費用及びネットワーク販売需要家費用を、送配電関連需要に係る非特定需要及び特定需要の口数の合計のうちに非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理し、⑺により整理された非ネットワーク販売需要家費用を、送配電非関連需要に係る非特定需要及び特定需要の口数の合計のうちに非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。